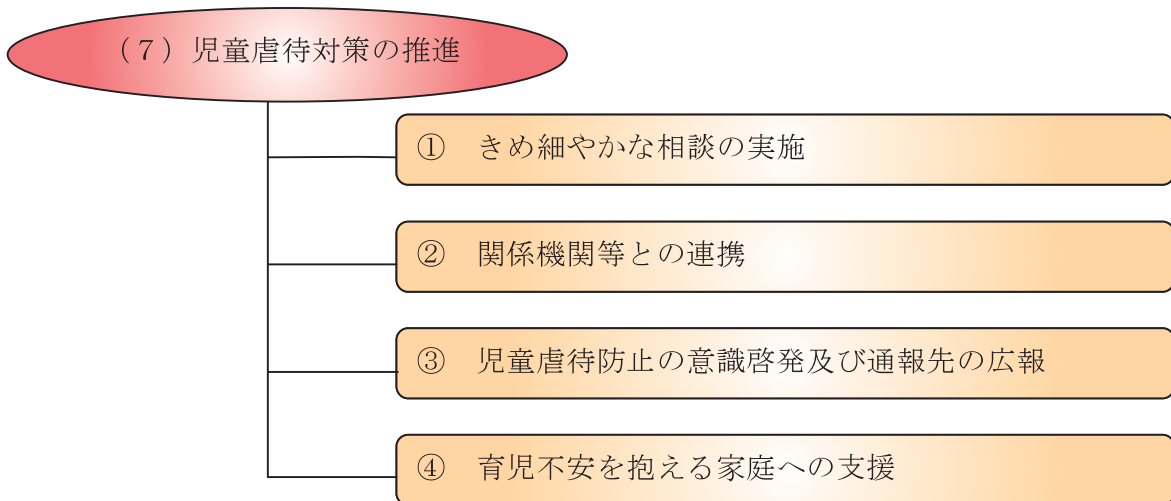


(7) 児童虐待対策の推進

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。



① きめ細やかな相談の実施

児童虐待に関する相談について、家庭児童相談室での相談や育児支援事業による各種相談など、きめ細やかな相談の実施により、保護者に対する適切な助言・指導を行うとともに、継続的な見守りを行うなど、再発の防止に努めます。

(主な施策)

- ・家庭児童相談員設置事業
- ・育児支援事業（育児相談）（再掲） など

② 関係機関等との連携

要保護児童対策地域協議会※において、県児童総合相談センターなどの関係機関・団体との連携を図り、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図ります。

また、民生委員・児童委員※や保育所・幼稚園などの地域との連携により、児童虐待の恐れのある親子を見守り、支援します。

(主な施策)

- ・ 要保護児童対策地域協議会（再掲）
- ・ 関係機関への研修 など

③ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

児童虐待についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先などに関する広報・啓発に努めます。

(主な施策)

- ・ 児童虐待防止対策事業(再掲)
- ・ 関係機関への研修（再掲） など

④ 育児不安を抱える家庭への支援

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や育児サークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。

(主な施策)

- ・ 妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握と支援
- ・ 新生児・妊産婦訪問指導事業（再掲）
- ・ こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・ 育児支援家庭訪問事業（再掲）
- ・ 育児支援事業（自主グループ育成と支援）（再掲）
- ・ 地域子育て支援センター※事業（再掲）

- ・市教育相談室での相談活動（再掲） など

